

議会発議第8号

ごみ処理手数料改定の見直しを求める意見書提出について

この議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第1項の規定により提出する。

令和6年6月17日提出

提出者	倉吉市議会議員	山根 健資
賛成者	〃	大月 悦子
〃	〃	大津 昌克
〃	〃	竺原 晶子
〃	〃	鳥飼 幹男
〃	〃	藤井 隆弘

倉吉市議会議員長 福谷 直美 様

ごみ処理手数料改定の見直しを求める意見書

令和6年3月に、鳥取中部ふるさと広域連合から鳥取県中部清掃事業協同組合に、ごみ処理手数料の改定について通知がされた。その内容は、令和6年10月に、例えば可燃ごみについては現行125円/10kgを1.44倍となる180円/10kgとし、さらに段階的に引き上げることで、令和8年度には310円/10kgと現行の2.48倍とする旨であった。

収集業者は、通知文書を目にするまで価格改定を知る余地もなく、いきなり本年度途中から、しかも短期間での大幅な値上げに驚かされている。また、排出事業者に至っては、令和6年4月の新聞記事で知った者も多いと思われる。

昨今、多くの新型コロナ関連支援策が打ち切られ、ごみ処理受託料の回収が困難な排出事業者も出始めている中、鳥取県中部ふるさと広域連合にごみ処理手数料を支払う収集業者が価格転嫁できなければ、経営が圧迫されるのは必至である。

ある自治体では、環境省が示す「一般廃棄物有料化の手引き」を参考に、ゴミ処理手数料を、例えば可燃ごみについて現行の231円/10kgを令和7年度から1.08倍の250円/10kgに改定するにあたり、令和5年度にパブリックコメントを求め、令和6年度を啓発期間として、令和7年度から実施するという手順を踏んでいる。このほかにも、多くの自治体のごみ処理手数料改定の際には、住民や事業者の意見を反映し、十分な啓発期間を設けて慎重な対応をしている。

環境省の「一般廃棄物有料化の手引き」は、廃棄物処理法第5条の2第1項の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を基に、広域的な見地からの調整を行うことを目的に作成されたもので、極めて民主的な手段でごみ処理手数料の有料化や見直しをなされるよう示されている。

しかしながら、この度の手数料の改定手続きは、環境省の手引きが示す住民及び事業者との事前説明会や意見交換、意見聴取がなされていないだけでなく、審議会への事業者代表の委嘱もなく、事業者の意見を伝える機会がまったく与えられていない。

ごみ処理費用がかさむ中で、ごみ処理手数料を改定することについては一定の理解はするが、改正手続きにあたっては事業者としての意見を考慮し、改定時期及び改定金額について、もっと緩やかな経過措置による段階的な改定とすべきである。

よって、本市議会は鳥取中部ふるさと広域連合に対し、ごみ処理手数料の改定について見直しをされるよう、次の事項について強く求める。

記

- 1 ごみ処理手数料の改定時期を令和7年度以降の年度当初からとすること。
- 2 ごみ処理手数料の段階的引き上げ額及び引上げ期間をもっと緩やかにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月17日

鳥取県倉吉市議会

鳥取中部ふるさと広域連合長 様